

信用状生成史—その3—

—— 荷為替信用状の誕生とその後の発展 ——

八 木 功 治

序

拙稿「信用状生成史—その2—」では、荷為替信用状の誕生ないし起源とその利用の一般化ないし広範な普及に関する二つの見解を見た。一つは、19世紀半ば頃、手形引受業者であるマーチャントバンクで、英米間にまたがって活躍したブラウン商會が、旧式信用状を荷為替信用状に改変したという見解、もう一つは、19世紀末まで広く用いられていた旧式信用状が20世紀の初頭に荷為替信用状に取って代わられたという見解である。

前者は、宮田美智也教授の見解¹⁾であり、後者はA. G. デービスの見解²⁾である。いずれも荷為替信用状の起源や発展の歴史が直接の研究テーマではないが、前者はロンドン手形市場の国際金融構造の史的展開を論ずる中で、また後者は荷為替信用状の法律関係を論ずる中で、その起源や歴史に言及している。

本稿では、まず、この二つの見解に焦点をあて、荷為替信用状誕生とその普及の経緯をたどり、さらにアメリカでのドル建て荷為替信用状の発展と信用状統一規則（荷為替信用状に関する統一規則ならびに慣例）及び信用状の書式（フォーム）制定に至る経緯を考察する。

第1章 宮田教授による荷為替信用状の起源

荷為替信用状（Documentary Credit）の起源ないし誕生は、宮田教授によれば、拙稿「信用状生成史—その2—」で考察した通り、19世紀中ごろ、手形

引受業者としてのマーチャントバンクで、英米にまたがって活躍したブラウン商会（Brown & Co. 後の Brown Shipley & Co.）がその開発ないし誕生に関わったものとして最有力視できる。

手形引受業務は、最古参のマーチャントバンクとして、1777年にそれを開始したベアリング商会を嚆矢とするが、以降、ブラウン商会のほか、ロスチャイルド商会、ハンプロ商会、クラインウォート商会、モリソン・クライダー商会、T. ウィギン商会など多くの商会が19世紀前半、相次いでこの業務を行い、手形引受業者と呼ばれて金融業者としてのマーチャントバンクに変身するきっかけとなったのである。こうした大手の商会ないし大商人によるポンド建て手形の引受市場と、並行して発展した手形割引市場とがあいまって、ロンドンを中心とした一大貿易金融市場が形成されたのであった。

ブラウン商会の発展は、18世紀末、北アイルランド、ベルファーストのリンネル商、アレクサンダー・ブラウンが1798年、北米ボルチモアにアレクサンダー・ブラウン・アンド・サンズ商会（Alex. Brown & Sons）を設立して、貿易、海運、金融業などを行うようになったことに端を発する。以後、1810年には長子ウィリアムが英国リバプールにウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン商会（William & James Brown & Co.）を設立し、英米間の綿貿易や海運業、倉庫業、金融業などを行い、1837年には金融危機に際して活躍したジョゼフ・シップレイを共同経営者に迎え入れ、ブラウン・シップレイ商会（Brown Shipley & Co.）と改名する。

1825年には、同年設立されたニューヨークのブラウン・ブラザース商会（Brown Bros. & Co.）が米国輸入業者のために本格的に信用状を発行し始める。ブラウン商会の信用状業務の特色は、宮田教授によると有担保主義である³⁾。事実、その後、'30年代、'40年代の輸出入ブーム期を経て、その信用状業務において、輸入業者の信用度に応じて担保を要求した。これは、ベアリング商会が対人信用に基づく無担保主義であったのと対照的で、ブラウン商会は信用状開設に際して、担保預託金を取ったのである。それは、証拠金と呼ば

れ、現金や有価証券で納入されたが、信用状開設依頼人である買手輸入業者が輸入代金を支払えない場合の支払準備金であった。

この場合、ブラウン商会は顧客をその信用度に応じてランク分けしていた。それは、1837年11月13日付けのボルチモアの次男ジョージ・ブラウンからウィリアム・ブラウン宛書状において知ることが出来る⁴⁾。それによると、例えば、ジョージは、彼が扱う61の商会のうち、無担保信用を与えることの出来る信用度の高い6社を、A#1格、次に金額が妥当と考えられる額以下の場合、無担保信用を与える14社を1格、担保金の預託を条件とする34社を2格、船積費用に授信を限定する5社を3格、取引をしないほうがよい2社を4格というようにランク分けした。

金額が妥当な限り担保が不要な1格の商会を含めると、61の商会のうち20社、即ち、3割強が無担保信用状を享受しうるが、過半数が見返りに担保金を要求される2格の輸入商であった。その2格の輸入商にもさらにランクがあり、それに応じて授信額に対する預託金の割合に格差がつけられていた。信用状による授信額に対する預託金の比率は、輸入商のランクや当該地域における他の商会との競争に応じて、25~100%であった。このように率に高低はあるものの、輸入商は担保金を用意する必要がある、その供託がブラウン商会各店での信用状開設の条件とされていた。

ところで、ブラウン商会は、担保金を十分に支払えない輸入商に対しても、船積書類付の為替手形、即ち荷為替手形を取り組ませることによって信用状開設の便宜を与えた。このような信用状の受益者はまだ信用状発行依頼人である買手輸入業者であり、売手輸出業者ではなかった⁵⁾。

1840年代初め以降、ブラウン商会の有担保主義信用状政策は以上のように、証拠金制度に荷為替制度を組み合わせることによって具体化され、高率の預託金を負担しきれない新興の輸入商にも活動の機会を与え、顧客層の拡大を果たしたのである。

さて、米国ブラウン商会の有担保主義信用状政策には、南北戦争直前になる

と大きな変化が現れる。即ち、50年代末になるとすべての輸入業者に担保として船積書類を要求するようになり、その信用状業務から無担保信用状の取扱いが姿を消す。宮田教授はそれを次のように説明する⁹⁾

1858年4月14日、ブラウン商会のボルチモア代理人 W.H. グレイアムは、フィラデルフィア店宛に書き送った手紙の中で、各ランク毎に単に信用額を制限するだけの、次のような格付制度を取っていることを知らせている。即ち、2万～4万ドルの信用額を認めるものを1級とし、その上にA1級において無制限の信用を、またその下の2級の輸入商には5,000～1万ドル、さらに3級のそれには1,000～2,000ドルに信用枠を設定する。しかし、例えば、1級と2級の間位置するような商会に対しては、信用額はそれぞれの級の間での1万5,000ドル程度を許すというものである。

前述の1837年11月13日付けのジョージからウィリアム宛書簡における格付けとは大きな違いがある。即ち、1858年のそれは、与えられる信用に無担保か担保付かという点での質的区別がなく、あるのは、その額の大小という量的違いだけであり、最上級層には信用枠に限度がない。ここから、宮田教授は、A1級に該当する輸入商は、以前なら無担保信用状（クリーン信用状）を享受し得たが、ここではその取扱いは廃止され、そのような輸入商にも荷為替を取り組ませる一方、彼らには無制限に信用状の開設を認めたのであろうとし、1840年代から1850年代末にかけて荷為替信用状制度が確立したとしている⁷⁾。この説を補強するものとして、米国において、南北戦争（1861～1865）以後、荷為替信用状が利用され、わずかではあるが、この荷為替信用状に関する訴訟が米国法廷に持ち込まれたという事実がある⁸⁾。

ところで、宮田教授が荷為替信用状制度の確立という場合、信用状において船積書類付きが替手形、即ち、荷為替手形の振出が要求され、荷為替手形が貿易金融に利用されるという方式が確立してゆくと同時に、今日の荷為替信用状に見られるように、振出人が買手輸入者から売手輸出者へ変化してゆくことを意味していると考えられる。しかし、宮田教授はそのような荷為替信用状のサ

ンプルを示しているわけではないので、信用状の文面中にどのように船積書類に関する記述があったのか、また、手形振出人を売手としてどのように記述していたかなどは不明である。

このような荷為替信用状制度の確立、即ち、荷為替手形の貿易金融への利用や手形振出人が信用状発行依頼人である買手輸入業者から、売手輸出業者に変化した理由として、当時の貿易取引における新しい取引形態である CIF 取引の成立を挙げることができる。

手形引受や手形割引などが活発化していった19世紀前半以降、世界貿易の中心となったイギリスにおいて、近代的海運業や海上保険業が発展する中で、まず FOB (Free On Board, 本船渡し) 取引と称される新しい取引形態が登場する。これはそれまで行われていた、売手が輸入地までの危険と費用の一切を負担する揚地売買方式に代わる積地売買方式といわれる取引形態で、売手と買手の費用や危険の分岐点が船積地、今日の慣行では、輸出港本船甲板上であり、売手は本船甲板に商品を積込むまでの一切の費用と危険を負担するが、それ以降は買手の負担である。したがって、輸入港までの船舶の手配と運賃の負担、さらに海上保険の手配と保険証券の入手は買手の責任において買手が行うこととなる。この FOB 取引は、蒸気船の登場など海運の発達の中で定期船、不定期船の増加によって、買手が商品を買いつけるために輸出港へ出向き、そこで売買契約が結ばれるといった取引の中で生まれたと考えられ、買手が自ら輸出地に赴けぬ場合は、その代理人に売買契約を締結させたのであるが、船積地の商品引渡しは契約履行の要件であった。

やがて19世紀半ば頃には、CIF (Cost Insurance & Freight, 運賃保険料込め渡し) 取引という新しい貿易取引形態が登場する。CIF 取引は FOB 取引と同様、積地売買方式の一形態であり、売手と買手の費用、危険の分岐点は船積地である。ところが、積地売買方式でありながら、輸入港までの危険や費用を売手が負担する揚地売買方式のように、売手が仕向地までの船舶を手配し、運賃を払って船荷証券を入手したり、危険負担者である買手のために保険契約を結

んで海上保険証券を入手する。そしてこれらの船積書類を買手に引渡すことが契約履行の要件である。商品そのものでなく、商品の所有権、引渡し請求権、海上損害の填補請求権などの諸権利を化体する船積書類の引渡しが取引要件であり、それに対して買手は代金支払を行うのである。

CIF取引の英国における最初の判例は、1862年のことである⁹⁾。このような船積書類による書類売買方式としてのCIF取引誕生の背景には、船積書類と為替手形を併用する荷為替手形が、権利証券である船荷証券を含む船積書類の物的担保性のゆえに、生成期にあったロンドン手形割引市場で割引ないし買取の対象となっていたという事実があったと考えられる。

ところで、荷為替制度がいつ頃誕生したかは定かではない。英国では、1848年、リバプールの東インド貿易商、ターナー (C. Turner) が行った下院委員会での証言によると、東インドとの輸入貿易では一覽後10ヶ月払いという長期ユーザンス手形が使用されたが、通常、10週間で輸入業者の手元に届く船荷証券を引当てに手形を振出し、それをロンドンのロンバード街で割引くという方式で資金を調達したということであり、このような慣行、即ち、荷為替制度は明らかに長年続いていたということである¹⁰⁾。一方、米国では、J. J. クラインが、1845年までに荷為替手形制度はきわめて広く利用されるようになったと述べているが、宮田教授は、それに対する疑問を呈し、その頃、すでに荷為替手形を使用していたブラウン商会は別として、まだ荷為替制度の普及は一般的ではなかったという A. H. コールの指摘を妥当としている¹¹⁾。

R. W. ハイディによると、1840年代の初期、米国綿花の英国や欧州への輸出に際して、これら諸国の買手の米国代理人が信用状を利用したが、ブラウン商会は綿花の船積後得られた船積書類を添付した為替手形、即ち、荷為替手形を買取り、マーチャントバンクとして最初に荷為替制度を導入したとされる¹²⁾。

さて、先述のごときCIF取引の矛盾した内容は、このような荷為替制度の普及、換言すれば、荷為替手形を手形割引ないし買取、すなわち、貿易金融手段として用いるという慣行の普及を抜きにしては考えられない。荷為替信用状

はこうした CIF 取引の普及の中で荷為替制度と旧式信用状制度を組み合わせで誕生したものである。

FOB 取引と絡めてブラウン商会の信用状取引を想定する。

ブラウン・ブラザースは、英国からの綿製品などの輸入取引を希望する担保預託金を十分支払えない米国輸入業者のために、信用状通りに荷為替手形を取組む条件で信用状を発行する。輸出地である英国において買手またはその代理人は、売手に信用状を見せて取引を成立させる。次いで船積書類を手配し、売手を受取人としてリバプールのブラウン商会宛に船積書類を添付した為替手形、即ち、荷為替手形を振出し、同商会の引受を受ける。引受手形は割引市場で割引かれ、船積書類は米国のブラウン商会に送られる。この場合は買手が船積書類を手配するという、FOB 取引を想定しているが、やがて売手が船積書類を手配する CIF 取引が行われるようになる。

そこで CIF 取引との関連で、売手が船積書類を手配入手し、荷為替手形として手形の売却を行った場合、ブラウン商会の荷為替信用状取引は次のようになるであろう。

米国ブラウン商会の顧客である輸入業者が、英国から綿製品を輸入するに際して、英国の輸出業者と CIF 契約を結ぶ。米国ブラウン商会は輸入業者の依頼により信用状を発行する。信用状は輸入業者、または輸出地の代理人を経て輸出業者に引渡される。米国ブラウンは信用状によって振出される為替手形の引受を約束するのと引換えに、輸入業者に船積書類を担保として提供することを求める。この信用状は輸出業者がリバプールブラウン商会宛に荷為替手形を振出すことを認めており、輸出業者はリバプールブラウン宛に荷為替手形を振出し、(地方銀行に買取ってもらう。買取銀行は荷為替手形を)リバプールブラウンに送って引受けさせ、引受手形をロンドンで(再)割引して手形買取代金を償還する。リバプールブラウンは船積書類を米国ブラウンに送り、期日に引受手形を決済する。輸入業者は期日に手形を決済して船積書類を入手するか、ブラウンが利用したとされる荷物貸渡しの手続きにより¹³⁾ 船積書類を借

り受け、貨物を船会社から引取って売却し、期日に手形代金を支払う。以上、宮田教授のブラウン商会起源説をもとに、FOBやCIF取引と絡めて荷為替信用状の起源ないし誕生について考察した。

一方、A. G. デービスは、冒頭で述べたように、新式の信用状である商業信用状、即ち、荷為替信用状と異なる旧式信用状は19世紀末まで一般的に用いられており、荷為替信用状が旧式信用状に取って代わるのは20世紀の初頭であるとしている。そこで、次に、こうしたデービスの見解に焦点をあてて考察する。

第2章 A. G. デービスによる荷為替信用状利用の一般化

A. G. デービスは法学者であり、その著書“*The Law Relating to Commercial Letter of Credit*”において、商業信用状、即ち、荷為替信用状とそれ以前の旧式信用状との違いを示すことによって、両者における法的取扱いが当然異なるべきことを論じているが、そこにおいて、判例や関連事項を示しながら、旧式信用状について述べている。

デービスは、英国における旧式信用状取引の判例として、1867年の *Re Agra v. Mastersman's Bank* と1871年の *Banner v. Johnston* を挙げているが、後者に関連して、旧式信用状の利用状況や目的を説明している⁴⁾

ここでは、リバプールの商人が、ブラジルの綿花を購入しようとして、現地で名の知られたリバプールのバーンズ銀行に、買手振出しの同行宛手形を引受ける旨の信用状の発行を依頼し、それをブラジルの取引先に送って、綿花の売手から綿花を購入しようとした取引の経路が紹介されている。そして、当時の信用状の利用目的が、著名なマーチャントバンクによる手形引受けの約束が、実際の手形引受け同様にみなされ、売手を安心させて取引を推進させることにあったとしている。

当時の大法官 (Lord Chancellor)、Lord Cairns は、「この種の信用状取引は、ごく普通に見られるもので、我々は、綿花を輸入する取引に関する事件で、法

廷に持ち込まれた無数の事件から、このことをよく知っている。」と述べている。

このように、1870年代においても旧式信用状は依然広く用いられていた。例えば、拙稿「信用状生成史－その1－」で見たように、1877年に、サンフランシスコのフォークナー・ベル商会が発行した信用状は、旧式信用状の例である。そのサンプルを次に示す。

[資料1] 旧式信用状の例 1¹⁵⁾

San Francisco, Sept. 20, 1877

The Merchants' Banking Company of London, Limited
112 Canon Street
London

Dear Sirs,

At the request of Messrs. John Mel & Sons of this city, we hereby authorize Messrs. A. Lafargue & Co., of Bordeaux, to draw on you at sixty days' sight for our account to the amount of three thousand pounds sterling (£3,000).

All drafts must be drawn at Bordeaux, and be accompanied by due advice. This credit to be in force twelve months, from 31st October, 1877, to 31st October, 1878.

We are, dear sir, yours faithfully,

Falkner, Bell & Co.

[訳]

サンフランシスコ、1877年9月20日

ロンドンマーチャントバンク殿

ロンドン市、キャノン通り、112番地

拝啓 当地のジョン・メル・アンド・サンズの依頼により、当方はここにボ

ルドーの A. ラファルグ商会が貴行宛に、一覽後 60 日払いで、3,000 英ポンドの手形を当方勘定差引にて振出す権限を与える。

手形は全てボルドーにおいて、そして適切な通知を行うことにより、振出されるものとする。この信用状は、1877 年 10 月 31 日から 1878 年 10 月 31 日までの 12 ヶ月間有効である。

敬 具

フォークナー・ベル商会

この信用状は、A. G. デービスが、旧式信用状に関する訴訟として取り上げた 1886 年の *Lafargue v. Harrison* という訴訟に関連する信用状である¹⁶⁾

ここでは、信用状発行人であるフォークナー・ベル商会の顧客、ジョン・メル・アンド・サンズの依頼によって、フランス、ボルドーの依頼人の取引先、ラファルグ商会が、3,000 英ポンドの為替手形を、ロンドンのマーチャントバンクである *The Merchants' Banking Company of London, Limited* 宛に振出す権限を与えるという内容の信用状が示されている。

発行者のフォークナー・ベル商会はロンドンの上記マーチャントバンクに預金勘定を持っており、自分の勘定差引きによって決済することを申し出ている。メル・アンド・サンズは、ボルドーに支店を持つ商人で、ラファルグ商会とは債権債務関係にある。債権者ラファルグ商会は、債権を回収するためにロンドンのマーチャントバンク宛に手形を振出すのである。

この信用状では、荷為替手形の振出しを要求せず、手形はクリーン手形である。したがって、船積書類に関する記述はない。信用状の文面は、船積書類に関する記述がない分、今日の荷為替信用状に比して簡略である。ただ、信用状開設依頼人であるメル・アンド・サンズ商会が手形振出人ではなく、その債権者、売手かもしれないラファルグ商会が手形振出人となっている点が、従来の旧式信用状と異なる点である。メル・アンド・サンズはこの信用状を債権者となるラファルグ商会に見せることにより、取引を推進したのである。

その後も、19 世紀末まで旧式信用状が用いられたという例がある。1892 年

に、米国の銀行 John Munroe & Co. が、パリの同支店に対して発行した信用状がそれである。次に示す。

[資料2] 旧式信用状の例 2¹⁷⁾

Office of John Munroe & Co., Bankers,
No. 32 Nassau Street,

New York, February 26, 1892.

Messrs. Munroe & Co.,

Paris :

Gentlemen :

We hereby open a credit with you in favor of Captain J.A. Johannessen, s/s Raylton Dixson, for Fcs. 15,000, available in bills at 90 days date ; on acceptance of any bill or bills drawn under this credit you are to draw on Carsten Boe, New York, at seventy-five days date ; payable at the current rate of exchange for first-class banker's bills on Paris on day of maturity. Commission is arranged.

Bills under this credit to be drawn at any time prior to May 1, 1892.

Truly yours,

John Munroe & Co.

The bill may be availed of in sterling, if desired ; say £600 sterling. J. M. & Co.

[訳]

ナッソー街 32 番地, ジョン・モンロー銀行
1892 年 2 月 26 日, ニューヨーク

モンロー銀行パリ支店殿

拝啓 当行はレイルトン・ディクソン号の J. A. ヨハネッセン船長のために日付後 90 日払いの手形により利用可能な 15,000 フランの信用状を貴行宛に開きます。この信用状に基づき振出された為替手形をお引受けの上は、ニューヨークのカーステン・ボウ宛に日付後 75 日払いの為替手形を振出して下さい。満期日にパリ宛の一流手形に適用される実勢レートで支払われます。手数料を用意します。

この信用状に基づく手形は、1892 年 5 月 1 日以前に振出されるものとする。

敬 具

ジョン・モンロー商会

追伸 ご希望なら、手形は英貨 600 ポンドにても利用可能。

1892 年 2 月 26 日の日付のあるこの信用状は、ニューヨークのジョン・モンロー銀行が、同行のパリ支店宛に発行したものである。信用状の発行依頼人は、ニューヨークのカーステン・ボウなる人物で、受益者は、レイルトン・ディクソン号の J. A. ヨハネッセン船長である。同船長は発行銀行のパリ支店宛に（振出）日付後 90 日払い、15,000 フラン（ないし 600 英ポンド）の為替手形を振出す権限を与えられている。カーステン・ボウとヨハネッセン船長の関係は、ここでは明らかではないが、同船長はこの信用状により、15,000 フランを商品買付け資金などとして利用することができる。

手形名宛人であるパリ支店は、同船長振出の手形を引受けると、カーステン・ボウ宛に、日付後 75 日払いの手形を振出して手形の支払に備えるのである。

さて、この信用状には船積書類に関する記述がなく、振出される手形は船積書類の添付されないクリーン手形であり、旧式信用状である。19 世紀末においてもこのような旧式信用状が用いられていたものであり、これはその一例である。

A. G. デービスは、既述の通り、19 世紀末まで旧式信用状は広く用いられて

おり、それが荷為替信用状に取って代わられるのは、20世紀の初頭であるとしている。上記信用状のサンプルは、このようなデービスの荷為替信用状の起源に対する見解を補強するものである。このことは、しかしながら、それまで英国において荷為替信用状取引が行われていなかったということではない。1850年代末に米国ブラウン商会が英国ブラウン商会宛にポンド建て荷為替信用状を発行したという事実は、それ以降、貿易取引の中心地であった英国においても当然そのような荷為替信用状取引が行われていたと考えられるからである。

英国では19世紀末まで、手形引受や信用状発行などの国際銀行業務は、一般的にはマーチャントバンクの支配的業務であった。一般の株式商業銀行は、地方銀行のあるものと、スコットランド銀行のロンドン支店を除いて、手形引受などの国際業務には消極的であった。しかしながら、五大銀行の一つであったミッドランド銀行が、1905年に外国為替部を創設し、国際銀行業務に進出する最初の株式商業銀行になってから、他の商業銀行も相次いで国際業務に進出するようになる¹⁸⁾。

A. G. デービスの見解では、今日のような荷為替信用状は、20世紀初頭以降広く用いられるようになったということであるが、それは上記のような商業銀行の国際銀行業務への進出という事実と一致している。したがって、デービスの見解は、英国における荷為替信用状利用の一般化の時期について述べたものであるといえよう。

第3章 米国における荷為替信用状取引の発展と信用状統一規則の制定

第一次世界大戦（1914～1918）までは、荷為替信用状取引の中心は英国であり、米国はもとより、ドイツ、フランス、そして我が国など多くの国が英国の信用状実務を模倣した¹⁹⁾。

米国では、第1章で見たように、ブラウン商会が19世紀半ばに英国からの

綿製品輸入において、荷為替信用状を利用し、その後も、南北戦争終了後、多くはないが荷為替信用状利用が判例によって知られていることを述べた。これらは概ねポンド建て信用状で、マーチャントバンクなど英国の金融機関によって引受けられ、ポンドで支払われる信用状であった。即ち、手形引受市場や割引市場などロンドン国際金融市場の存在を前提にして発行された信用状であった。

その後、1872年のカナダ商業銀行、ニューヨーク店 (New York Agency of Canadian Bank of Commerce)、1874年のカナダマーチャントバンク、ニューヨーク店 (The Merchants Bank of Canada, New York) などの外国銀行が荷為替信用状業務を行った。そして1893年に至り、ようやく米国国法銀行²⁰⁾のニューヨーク銀行 (Bank of New York) が荷為替信用状業務を行い、米国銀行が荷為替信用状業務など国際金融業務を行う端緒となった。これ以降、1895年の The Equitable Trust Company of New York のロンドン営業所設置、1897年の The National City Bank of New York の外国為替部設立、同年の The Guaranty Trust Corporation of New York の外国為替部設立とロンドン営業所設置などが相次いだ。さらに、The Bankers Trust Company は、1903年創立以来、輸入信用状を発行しており、The Chase National Bank もまた、1905年頃から外国通貨によって手形を振出す輸入信用状を発行している。1913年には The Irving National Bank が荷為替信用状業務に進出した²¹⁾

こうして、第一次大戦までに多くの米国銀行が荷為替信用状取引に従事することになるが、ここで発行された荷為替信用状は殆どが輸入用のものであり、英国などの外国銀行宛にポンドなど外国通貨建てで発行される信用状であった。

これに対して、米国の銀行宛に手形を振出すドル建ての荷為替信用状の利用は、第一次大戦以降のことである。このような信用状が発行されるためには、ニューヨークがロンドンのように国際金融市場として発展し、ドル建て手形の引受市場や割引市場が整備されなければならない。こうした金融インフラの発

展は、米国では1913年に中央銀行制度としての連邦準備銀行制度が成立してようやく前進することになる²⁹⁾

こうしてドル建て荷為替信用状取引発展に必要な金融インフラがニューヨークにおいても徐々に整備されて行くが、国際通貨ポンドの地位は依然として強力であった。しかしながら、第一次大戦の勃発は、このような状況を一変させ、ニューヨークがドルの国際金融市場として発展し、ドル建て輸出荷為替信用状の利用が急拡大することになる。

これは大戦の勃発によって世界市場の中心が英国や欧州から米国へ移っていき、従来、物資の供給国であった英、欧諸国は戦乱のため、また、その結果、これら諸国から供給を受けていた諸国も共に、米国にその供給源を求めたからである。

これに対して、米国の供給者、即ち、売手輸出業者は、相場変動による為替リスクを回避し、代金回収が迅速で確実なドル建て荷為替信用状による決済を選好したために、ドル建て輸出荷為替信用状取引が一気に拡大したのである。こうして、第一次大戦中、戦後を通じてドル建て信用状の利用が急速に発展するが、米国の貿易業者や金融機関にとって、荷為替信用状取引はまだなじみの薄い取引であり、信用状取引をめぐる紛争が多発したのである。それは、特に第一次大戦後物価が下落する中で多発した。

このような状況下で信用状の取扱いを統一しようという動きが米国の貿易業者、船会社、銀行などによって起きた。この動きは、1920年に、ニューヨーク銀行信用状会議規則（Provisins adopted by the New York Bankers' Commercial Credit Conference）として結実し、信用状の統一的な取扱いと用語の解釈が定められた。また、荷為替信用状の内容や形式に関する商業信用状会議制定フォーム（Commercial Credit Conference Form）という標準フォームが制定され、多くの銀行がこれを採用した。

当時発行された荷為替信用状のサンプルを見ることにする。

〔資料3〕 ドル建て荷為替信用状の例²³⁾

THE DAI-ICHI GINKO, LIMITED

Commercial Letter of Credit

Tokyo, August 9, 1920

L. P. No. 31,
Quaker & Co.,
Philadelphia.

Dear Sirs :

We hereby authorize you to draw a draft or drafts as follows :

Upon Messrs. Masago-Do. Koishikawa, Tokyo.

At usance of Ninety days after sight.

To the extent of Three hundred forty Dollars (\$ 340).

For full Invoice cost of

Shipment of Glassware from New York to Tokyo.

Not later than October 5th, 1920.

Each draft must be accompanied by an Invoice in duplicate and full set of Bill of Lading made out to order and blank endorsed. Insurance Policy to accompany the draft.

All drafts against this Credit must bear the clause "Drawn under Letter of Credit L. P. No. 31 dated Tokyo, August 9th, 1920" and the amounts of such draft or drafts negotiated must be written off on the back hereof and this letter is to be returned to us when exhausted or expired.

We hereby guarantee that all drafts drawn in compliance with the terms and conditions of this Credit shall be duly accepted and paid at maturity by the drawee.

We are, yours faithfully,

For the Dai-Ichi Ginko, Limited,
Sub-Manager.

Drafts against this Credit will be negotiated by The National City Bank of
New York, in New York City, without discount.

[訳]

第一銀行株式会社
商業信用状

東京，1920年8月9日

L. P. No. 31

クエーカー商会殿

フィラデルフィア

拝啓 当行はここに貴社が次のような条件で為替手形を振り出す権限を認める。

名宛人：東京小石川真砂堂

満期：一覽後90日払い

信用状限度金額：340ドルを限度とし、インボイス金額に一致すること

積荷：ニューヨーク発東京行，食卓用ガラス器

振出期限：1920年10月5日

各為替手形は、インボイス2通、指図式かつ白地裏書された船荷証券全通および海上保険証券を伴うこと。

この信用状による為替手形は全て「1920年8月9日付のL. P. No. 31の信用状に基づく」との文言を記載すること、及び買取られた手形の金額は、信用状限度金額から差引きの上裏面に記載され、信用状は全額使用または期限到来に際して、当行へ返送されること。

当行は、ここに当該信用状の条件に従って振出された全ての為替手形が、名宛人により引受けられ、満期日に支払われることを確約する。 敬 具

第一銀行株式会社

次 長

この信用状に基づく為替手形は、ニューヨーク市のニューヨーク・ナショナルシティ銀行により、割引なしに買取られるものとする。

1920年8月9日付けのこの商業信用状（荷為替信用状）は、第一銀行（現みずほ銀行）東京本店が発行したものである。手形振出の権限を与えられた受益者は輸出者であるフィラデルフィアのクエーカー商会である。

この信用状は、インボイス、船荷証券、海上保険証券というCIF取引の主要船積書類を為替手形に添付することを要求しており、CIF取引であることが分かる。

また、この信用状によって振出された為替手形が、手形名宛人である真砂堂によって引受けられ、期日に支払われることが発行銀行である第一銀行によって確約されている。

なお、信用状に基づいて振出された為替手形が、ニューヨーク・ナショナルシティ銀行によって満期日までの金利を差し引かれることなく買取られることが付記されている。

この信用状は、手形振出条件、船積書類に関する記述、引受、支払確約文言など、定型的な今日の荷為替信用状と同様の内容と形式（フォーム）を有している。また、この信用状の欄外には、当該信用状がいったん発行されると当事者全員の同意がない限り、信用状の発行を取り消したり、内容を変更することのできない、取消不能信用状（Irrevocable Credit）であることが明記されており、今日の貿易に一般的に用いられる代表的な荷為替信用状と同じものであることが分かる。

さて、米国における信用状統一運動は、欧州諸国にも波及し、1923年には

ドイツ、1924年にはフランス、イタリア、スウェーデン、オーストリア、ノルウェー、オランダなどでも統一運動が起きた。

こうして各国における統一運動は活発化したが、国際的統一規則の制定にまでは至らなかった。しかしながら、荷為替信用状のように、国際的に使用される制度に関しては、各国の実務や法律が相違することは、貿易の発展を損なうために、貿易業界、金融業界、法曹界など各方面から、国際的統一への強い要望が出された。

そこで、米国を中心に国際的統一規則を制定しようという動きが起こり、パリに本部を置く国際商業会議所(International Chamber of Commerce, 略称 ICC)がその業務に着手した。その結果、1933年にいたり、「商業荷為替信用状に関する統一規則及び慣例(Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credit)」, 略称、「UCP」または「信用状統一規則」が成立した²⁴⁾

しかし、この規則の採択国は米国と欧州諸国が中心であり、信用状取引の一方の雄であった英国の銀行はこれを採択しなかった。英国では同国の慣行と判例に従って信用状取引を行っていたが、上記信用状統一規則にはこれらと相容れない点があるなどの理由から、この統一規則を採択しなかったのである。また、我が国も当時はイギリスの慣行に従っていたためこれを採択しなかった。

さて、第二次世界大戦後の1951年に、国際商業会議所は信用状統一規則の第一次改訂を行い、戦後ドル圏に属した我が国もこれを採択したが、今回も英国及び英連邦諸国は、前回と同じ理由からこれを採択しなかった。このため、世界の信用状取引は、米国を中心とする信用状統一規則グループと、英国及び英連邦諸国などのロンドン慣行グループに二分された。

そこで英国の慣行を取入れた第二次改訂作業が1957年以降行われ、英国も積極的に協力した結果、1962年に改訂が完了し、英国を始め英連邦諸国、さらに当時のソ連など共産圏諸国もこれを採択した。この第二次改訂の採択国数は175の国と地域に達し、ついに世界的な信用状統一規則が誕生したのである²⁵⁾。

この国際的統一規則は、約10年毎に見直されることになっており、1974年にはコンテナ運送や複合運送など、運送方法の変化に対応するコンテナ船荷証券と複合運送書類の条項が追加された第三次改訂が行われた。

さらに、1983年には最近の電子データ交換など情報通信技術の発達による貿易実務のコンピュータ化に対応する第四次改訂がなされ、1993年には、規則の明確化や精緻化を目的とする第五次改訂がなされて今日に至っている。この第五次改訂統一規則は、総則と定義、信用状の形式と通知、義務と責任、書類、雑則、譲渡、代り金の譲渡という7章49か条からなる。

さて、数次にわたる信用状統一規則の改訂作業に伴い、信用状の内容や形式に関する標準書式（フォーム）も制定された。まず、1951年の第一次改訂に伴い、同年、国際商業会議所は最初の標準書式（Publication No. 159）を制定した。その後、1962年の第二次改訂に伴い、1970年に標準書式も改正された。これはコンピュータの導入による事務合理化に対応する新しいレイアウトを採用したものであった。

1974年の統一規則の改訂により、1978年に新たな標準書式が制定された。その特徴としては、信用状を使用できる指定銀行記載欄の新設、運送書類発行日後の書類の提示期間欄の新設、信用状の使用方法別の確約文言の廃止、それに代わる簡略化された確約文言の採用など、信用状の内容の改正のほか、一つの書式を支払用、引受用、買取用のいずれにも使用できるように工夫し、またレイアウトを諸種の貿易関係書類の標準となる国連レイアウト基準（U.N. Layout Key）との整合性を考慮して制定するなど、レイアウト面でも大幅な改訂を行った。この1978年書式は、SWIFT（Society for Worldwide Inter-bank Financial Telecommunication System）²⁶⁾による荷為替信用状伝達のフォーマットにも採り入れられ、多くの銀行によって採用された。その後1983年の統一規則改訂を受けて、1986年に改訂書式が、また1993年の改訂を受けて、同年、改訂書式が制定されたが、内容及びレイアウトは1978年書式をそのまま受け継いでいる。

国際商業会議所が中心になって制定した信用状統一規則も標準書式も法的強制力はないが、世界の多くの銀行がこれらに準拠して信用状を発行する結果、今日世界で発行される信用状の内容や形式はほぼ一定しているといえる。

結 語

本稿では、19世紀半ばから20世紀初頭にかけての荷為替信用状の起源とその後の発展について、宮田説、A. G. デービス説を検討し、さらに第一次世界大戦以降の米国におけるドル建て荷為替信用状の利用とその後の国際的な信用状統一規則や荷為替信用状の標準書式制定の歴史をたどった。

宮田説によれば、今日、貿易決済の主要な決済手段である荷為替信用状は、1840年代から1850年代末にかけて英米間の綿貿易に携わり、海運業にも従事した革新的マーチャントバンクであったブラウン商會が、それまでのいわゆる旧式信用状制度と、担保としての船積書類を為替手形に添付して、貿易金融に利用する荷為替制度を組合せて開発したのである。

旧式信用状では、発行依頼人である買手輸入業者が、マーチャントバンク宛に船積書類の付かないポンド建てクリーン手形を振出し、売手との取引成立に利用したが、やがて19世紀の半ば以降には、当時成立していたCIF取引が普及する中で、売手が船積書類付き手形、即ち荷為替手形を振出し、それを割引き資金化する荷為替制度を利用するようになり、今日的な荷為替信用状の誕生となるのである。

A. G. デービスによれば、旧式信用状は英国において19世紀末までは広く利用されており、それが荷為替信用状に取って代わられるのは、20世紀の初頭であるとしている。当時、英国では、ミッドランド銀行などの大銀行が、それまでマーチャントバンクが支配的であった手形引受業務や信用状発行業務に相次いで進出し、荷為替信用状取引が、国際通貨ポンドを背景にしてロンドン国際金融市場を中心に発展する。

やがて第一次世界大戦を契機に、世界貿易も国際金融も、米国が英国に代

わって主導権を握って行くようになる。こうした中で、米国輸出業者が米国銀行宛に為替手形を振出す内容のドル建て輸出荷為替信用状の利用が急拡大するが、米国の貿易関係者は信用状取引に不慣れであった上、実務知識も法整備も不十分な状況であったため、荷為替信用状をめぐる紛争が多発した。これに対し、米国銀行業界は信用状の取扱いに関する統一規則を制定しようとし、これがやがて1933年に至り、パリの国際商業会議所を中心とする国際的な信用状統一規則の制定に結実する。当初は米国や欧州諸国が中心であり、英国は信用状取引における慣行の相違などから、この統一規則を採択しなかったが、第二次大戦後の1962年、ついに英国を始め世界の大多数の国が採択する、真に国際的な信用状の統一規則が成立し、以後約10年おきに五次の改訂を経て今日に至っている。

こうした荷為替信用状に関する国際的統一規則の制定および改訂に並行して、荷為替信用状の内容や形式に関する標準書式（フォーム）も制定され、また、時代の動向に合わせて改訂されてきた。その結果、今日では世界で利用される荷為替信用状は、その内容や形式がほぼ一定している。

これまで荷為替信用状生成の経緯を、「信用状生成史—その1—」から「同一—その3—」にかけて考察してきた。その際、実際に使用された信用状のサンプルに基づき、実証的に考察することを心がけたが、ブラウン商会が開発した当時の、いわば原始的荷為替信用状のサンプルや20世紀初頭の英国五大銀行の信用状のサンプルなどを資料不足のため、実証的に検討することができなかったことは反省点であり、今後の課題である。

注

- 1) 宮田美智也『ロンドン手形市場の国際金融構造』文真堂、1995、pp.191-192
- 2) Arther Geoffrey Davis, *The Law Relating to Commercial Letter of Credit*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd. London, 1939, p.20. cf. 伊沢孝平『商業信用状論』有斐閣、1965、p.17. 上掲書の執筆時、A. G. デービスは英国ウェールズ、カーディフのユニバーシティ・カレッジの法学教授であり、本書は、ロンドン大学法学博士号取得の学位論文である。

- 3) 宮田 op. cit. p. 190. cf. 拙稿「信用状生成史—その2—」, 『松山大学論集』第13巻第1号, 2001, pp. 98-99
- 4) *ibid.* p. 189
- 5) *ibid.* p. 191, 194 (注34)
- 6) *ibid.* p. 191
- 7) *ibid.* p. 192
- 8) 伊沢 op. cit. p. 19
- 9) 拙稿 op. cit. p. 106
- 10) 藤沢正也他訳『ロンドン割引市場史』, (Wilfred T. C. King, *History of the London Discount Market*, George Routledge & Sons, Ltd., London, 1936) 日本経済評論社, 1978, pp. 143-144
- 11) 宮田 op. cit. p. 195 (注39)
- 12) Ralph W. Hidy, *The House of Baring in American Trade and Finance*, Russell & Russell, New York, 1948, p. 346
- 13) 宮田 op. cit. p. 193, 顧客が輸入荷の物理的支配権を得た後も, 信用状発行者はその商品に留置権を失わないという, 今日の荷物貸渡し制度に当たるものは, 既に1843年には法的有効性を判決されていた。ブラウン商会がこの制度をいつから導入したかは不明であるが, 1851年10月2日には利用している。
- 14) Davis, op. cit. p. 21
- 15) Herman N. Finkelstein, *Legal Aspects of Commercial Letter of Credit*, Columbia University Press, New York, 1930, p. 332. cf. 拙稿「信用状生成史—その1—」, 松山大学論集, 第4巻第3号, 1992, pp. 274-275
- 16) Davis, op. cit. p. 9
- 17) Finkelstein, op. cit. p. 333
- 18) T. バロー著, 西村閑也他訳『英国の金融機構』法政大学出版局, 1964, pp. 120-121
- 19) 伊沢 op. cit. p. 18
- 20) National Bank, 1863年の国法銀行法に基づき, 連邦政府により設立免許を受けた銀行。
- 21) 伊沢 op. cit. p. 23
- 22) *ibid.* p. 26
- 23) Finkelstein, op. cit. p. 311
- 24) 伊沢 op. cit. p. 31
- 25) 小峯登『信用状の知識』日本経済新聞社, 1960, p. 21
- 26) 1973年に設立されたベルギー, ブリュッセルの非営利法人を本部とする国際銀行間コンピュータオンラインシステム。今日, 世界の193カ国, 約7,233の銀行等金融機関が, 信用状, 送金, 取立, 貸付, デリバティブなどの外国為替, 国際金融業務に関して相互に通信し合う。わが国は1976年に加盟し, 1981年から各国銀行等と通信を始めた。